

## 鳥取県告示第 16 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成19年2月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

- 1 申請のあった年月日  
平成 18 年 12 月 27 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人いんくるサポート
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
東 千春
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
日野郡日南町生山 834-3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、ソーシャルワークの基本理念に基づいて、広く住民に対し、福祉の向上、人権擁護に関する事業を行い、心身や環境上の障がいにかかわらず、一人一人のニーズに合わせた福祉サービスを提供することで地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
事業の種類